

第 1 号 議 案

## 平成30年度静岡県一般会計予算

平成30年度静岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,187,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		483,000,000
	1 県民税	144,930,000
	2 事業税	131,003,000
	3 地方消費税	87,716,000
	4 不動産取得税	11,162,000
	5 県たばこ税	3,742,000
	6 ゴルフ場利用税	2,515,000
	7 自動車取得税	6,746,000
	8 軽油引取税	39,252,000
	9 自動車税	54,647,000
	10 鉱区税	4,000
	11 核燃料税	1,240,000
	12 狩猟税	42,000
	13 旧法による税	1,000
2 地方消費税清算金		143,751,000
	1 地方消費税清算金	143,751,000
3 地方譲与税		60,700,000
	1 地方法人特別譲与税	58,130,000
	2 地方揮発油譲与税	2,403,000

	3 石油ガス譲与税	139,000
	4 地方道路譲与税	1,000
	5 航空機燃料譲与税	27,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1,740,000
5 地方交付税	1 地方交付税	140,500,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,100,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	3,340,643
8 使用料及び手数料	1 使用料	10,984,391
	2 手数料	358,776
	3 証紙収入	5,499,000
9 国庫支出金	1 国庫負担金	41,513,390
	2 国庫補助金	70,017,127
	3 委託金	3,180,251
10 財産収入	1 財産運用収入	1,000,211

	2 財産売却収入	2,769,455
1 1 寄附金		118,100
	1 寄附金	118,100
1 2 繰入金		41,251,492
	1 特別会計繰入金	573,071
	2 基金繰入金	40,678,421
1 3 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
1 4 諸収入		25,867,164
	1 延滞金、加算金及び過料等	830,467
	2 預金利子	500
	3 貸付金元利収入	1,469,594
	4 受託事業収入	866,997
	5 収益事業収入	6,475,000
	6 利子割精算金収入	1,000
	7 雑入	16,223,606
1 5 県債		147,509,000
	1 県債	147,509,000
歳 入 合 計		1,187,200,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議会費		2,005,200
	1 議会費	2,005,200
2 知事直轄組織費		3,218,066
	1 知事直轄組織費	3,218,066
3 危機管理費		10,086,032
	1 危機管理費	10,086,032
4 経営管理費		30,284,192
	1 経営管理費	15,544,429
	2 徴税費	8,793,093
	3 地域振興費	1,547,149
	4 選挙費	355,472
	5 I C T 推進費	1,757,497
	6 出納費	1,793,914
	7 人事委員会費	228,147
	8 監査委員費	264,491
5 暮らし・環境費		9,056,798
	1 暮らし・環境費	2,471,500
	2 県民生活費	731,181
	3 建築住宅費	2,273,330
	4 環境費	3,580,787

6 文化・観光費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化・観光費</li> <li>2 文化費</li> <li>3 スポーツ費</li> <li>4 観光交流費</li> <li>5 空港振興費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">14,434,275</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">2,825,008</li> <li style="text-align: right;">2,912,690</li> <li style="text-align: right;">1,351,274</li> <li style="text-align: right;">2,375,055</li> <li style="text-align: right;">4,970,248</li> </ul>
7 健康福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉費</li> <li>2 福祉長寿費</li> <li>3 こども未来費</li> <li>4 障害者支援費</li> <li>5 医療健康費</li> <li>6 生活衛生費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">230,733,904</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">10,208,041</li> <li style="text-align: right;">54,126,513</li> <li style="text-align: right;">40,544,073</li> <li style="text-align: right;">20,203,078</li> <li style="text-align: right;">105,242,237</li> <li style="text-align: right;">409,962</li> </ul>
8 経済産業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 経済産業費</li> <li>2 産業革新費</li> <li>3 就業支援費</li> <li>4 商工業費</li> <li>5 農業費</li> <li>6 農地費</li> <li>7 森林・林業費</li> <li>8 水産業費</li> <li>9 労働委員会費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">69,679,886</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">13,364,560</li> <li style="text-align: right;">6,826,464</li> <li style="text-align: right;">2,461,726</li> <li style="text-align: right;">13,127,319</li> <li style="text-align: right;">8,349,528</li> <li style="text-align: right;">14,669,333</li> <li style="text-align: right;">9,404,214</li> <li style="text-align: right;">1,371,450</li> <li style="text-align: right;">105,292</li> </ul>

<p>9 交通基盤費</p>	<p>1 交通基盤管理費</p> <p>2 建設支援費</p> <p>3 道路費</p> <p>4 河川砂防費</p> <p>5 港湾費</p> <p>6 都市費</p>	<p>109,506,156</p> <p>7,837,027</p> <p>124,819</p> <p>41,637,823</p> <p>38,617,430</p> <p>9,108,164</p> <p>12,180,893</p>
<p>10 警察費</p>	<p>1 警察管理費</p> <p>2 警察活動費</p>	<p>80,096,317</p> <p>76,839,464</p> <p>3,256,853</p>
<p>11 教育費</p>	<p>1 総合教育費</p> <p>2 教育委員会費</p> <p>3 小学校費</p> <p>4 中学校費</p> <p>5 高等学校費</p> <p>6 大学費</p> <p>7 特別支援学校費</p> <p>8 学校教育費</p> <p>9 社会教育費</p> <p>10 私学振興費</p>	<p>242,056,513</p> <p>7,246</p> <p>13,077,435</p> <p>63,849,608</p> <p>39,725,302</p> <p>62,547,517</p> <p>6,641,356</p> <p>25,777,832</p> <p>2,633,617</p> <p>1,152,360</p> <p>26,644,240</p>
<p>12 災害対策費</p>	<p>1 農林水産施設災害復旧費</p>	<p>9,662,661</p> <p>2,614,000</p>

	2 土木施設災害復旧費	6,922,000
	3 災害対策諸費	126,661
13 公債費		185,764,000
	1 公債費	185,764,000
14 諸支出金		190,316,000
	1 公営企業費	34,000
	2 地方消費税清算金	84,536,000
	3 所得割交付金	4,034,000
	4 利子割交付金	931,000
	5 配当割交付金	2,411,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	3,349,000
	7 地方消費税交付金	73,218,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,779,000
	9 自動車取得税交付金	5,243,000
	10 軽油引取税交付金	11,880,000
	11 利子割精算金	1,000
	12 県税還付金	2,900,000
15 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳 出 合 計		1,187,200,000



第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によつて生ずる連帯債務	平成30年度から 平成40年度まで	元金1,177,000,000千円に利子を加えた額
2 映像情報システム整備工事契約	平成30年度から 平成31年度まで	710,000千円 ( 工事予定額 845,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 135,000千円 )
3 東館外壁・屋上防水改修工事契約	平成30年度から 平成31年度まで	301,000千円 ( 工事予定額 430,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 129,000千円 )
4 県税等収納事務委託契約	平成30年度から 平成33年度まで	159,000千円 ( 委託予定額 163,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 4,000千円 )
5 静岡県議会議員選挙有権者臨時啓発業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	25,000千円 ( 委託予定額 25,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 0千円 )
6 静岡県議会議員選挙投開票速報システム運用支援業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	6,300千円 ( 委託予定額 6,300千円 ) ( 平成30年度計上予算額 0千円 )
7 静岡県議会議員選挙投開票速報事務機器賃貸借契約	平成30年度から 平成31年度まで	700千円 ( 賃貸借予定額 700千円 ) ( 平成30年度計上予算額 0千円 )
8 静岡県男女共同参画センター空調設備更新工事契約	平成30年度から 平成31年度まで	84,000千円 ( 工事予定額 164,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 80,000千円 )

9 防災・減災強化資金（耐震補強TOUKAI-0型）の 利子補給	平成30年度から 平成45年度まで	47,451千円
10 環境衛生科学研究所建築工 事監理業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	30,000千円 （委託予定額 35,000千円） （平成30年度計上予算額 5,000千円）
11 環境衛生科学研究所建築工 事契約	平成30年度から 平成31年度まで	4,586,000千円 （工事予定額 5,297,000千円） （平成30年度計上予算額 711,000千円）
12 磐田学園土地造成等工事契 約	平成30年度から 平成31年度まで	88,000千円 （工事予定額 153,000千円） （平成30年度計上予算額 65,000千円）
13 陽子線治療費に対する利子 補給	平成30年度から 平成35年度まで	750千円
14 新エネ・省エネ設備等導入 促進資金（新エネ設備特別型） の利子補給	平成30年度から 平成40年度まで	10,000千円
15 離職者等再就職支援事業委 託契約	平成30年度から 平成32年度まで	121,000千円 （委託予定額 216,000千円） （平成30年度計上予算額 95,000千円）
16 技術専門校障害者再就職支 援事業委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	520千円 （委託予定額 780千円） （平成30年度計上予算額 260千円）
17 職業能力開発短期大学校建 築設計業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	136,000千円 （委託予定額 201,800千円） （平成30年度計上予算額 65,800千円）
18 清水技術専門校解体工事契 約	平成30年度から 平成31年度まで	74,000千円 （工事予定額 105,600千円） （平成30年度計上予算額 31,600千円）

19 静岡県信用保証協会に対する損失補償	平成30年度から 平成46年度まで	610,000千円
20 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	平成30年度から 平成45年度まで	3,243,000千円
21 産業成長促進資金に係る利子補給	平成30年度から 平成40年度まで	500,000千円
22 農林大学校専門職大学移行事業設計業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	83,000千円 ( 委託予定額 194,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 111,000千円 )
23 先端農業推進拠点改修工事契約	平成30年度から 平成31年度まで	96,000千円 ( 工事予定額 480,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 384,000千円 )
24 地方卸売市場近代化資金の利子補給	平成30年度から 平成36年度まで	600千円
25 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地売買等事業の資金の損失補償	平成30年度から 平成36年度まで	167,000千円
26 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地中間管理事業の条件整備資金の損失補償	平成30年度から 平成41年度まで	156,000千円
27 農業振興資金の利子補給	平成30年度から 平成51年度まで	231,000千円
28 農業農村整備事業等工事契約（県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業落合排水機場保全地区ほか17件）	平成30年度から 平成33年度まで	3,035,000千円 ( 工事予定額 4,415,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 1,380,000千円 )

29 国直轄等農業用水事業費負担金（国営かんがい排水事業大井川用水（二期）地区）	平成30年度から 平成46年度まで	4,419,466千円 （負担予定額 4,515,581千円） 平成30年度計上予算額 96,115千円
30 林業近代化資金の利子補給	平成30年度から 平成35年度まで	23千円
31 水産業振興資金の利子補給	平成30年度から 平成51年度まで	330,000千円
32 県単独道路施設小規模修繕等業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	420,000千円 （委託予定額 1,750,000千円） 平成30年度計上予算額 1,330,000千円
33 道路事業設計業務委託契約（一般国道473号）	平成30年度から 平成31年度まで	10,000千円 （委託予定額 20,000千円） 平成30年度計上予算額 10,000千円
34 道路事業橋梁点検業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	100,000千円 （委託予定額 200,000千円） 平成30年度計上予算額 100,000千円
35 道路事業工事契約（一般国道135号ほか36件）	平成30年度から 平成33年度まで	9,655,000千円 （工事予定額 13,600,000千円） 平成30年度計上予算額 3,945,000千円
36 道路事業工事委託契約（一般国道136号ほか2件）	平成30年度から 平成31年度まで	420,000千円 （委託予定額 540,000千円） 平成30年度計上予算額 120,000千円
37 県単独交通安全施設修繕業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	45,000千円 （委託予定額 180,000千円） 平成30年度計上予算額 135,000千円
38 県単独道路事業工事契約（一般国道136号ほか3件）	平成30年度から 平成31年度まで	430,000千円 （工事予定額 910,000千円） 平成30年度計上予算額 480,000千円

39 静岡県道路公社が行う有料道路建設資金の債務保証	平成30年度から平成35年度まで	静岡県道路公社が、平成30年度において金融機関等から有料道路建設資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、570,000千円に利子を加えた額を限度とする。
40 河川事業工事契約（韭山古川ほか6件）	平成30年度から平成32年度まで	<p style="text-align: right;">1,507,000千円</p> <p style="text-align: right;">（ 工事予定額                    2,241,000千円 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 平成30年度計上予算額        734,000千円 ）</p>
41 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業用地譲受契約	平成30年度から平成34年度まで	静岡県土地開発公社が、平成30年度において借り受ける事業資金2,628,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、平成34年度までに支払う。
42 静岡県土地開発公社が行う河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	平成30年度から平成34年度まで	静岡県土地開発公社が、平成30年度において金融機関等から、河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、2,628,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
43 津波対策施設等整備事業（海岸）工事契約	平成30年度から平成31年度まで	<p style="text-align: right;">1,710,000千円</p> <p style="text-align: right;">（ 工事予定額                    2,430,000千円 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 平成30年度計上予算額        720,000千円 ）</p>
44 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	平成30年度から平成31年度まで	<p style="text-align: right;">7,500千円</p> <p style="text-align: right;">（ 委託予定額                    30,000千円 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 平成30年度計上予算額        22,500千円 ）</p>
45 港湾事業工事契約（田子の浦港）	平成30年度から平成31年度まで	<p style="text-align: right;">144,000千円</p> <p style="text-align: right;">（ 工事予定額                    480,000千円 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 平成30年度計上予算額        336,000千円 ）</p>

46 漁港施設小規模修繕等業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	10,000千円 (委託予定額 40,000千円) 平成30年度計上予算額 30,000千円)
47 街路事業設計業務委託契約 (JR東海道本線・JR御殿場線)	平成30年度から 平成31年度まで	30,000千円 (委託予定額 40,000千円) 平成30年度計上予算額 10,000千円)
48 街路事業工事契約(沼津南一色線)	平成30年度から 平成31年度まで	60,000千円 (工事予定額 120,000千円) 平成30年度計上予算額 60,000千円)
49 街路事業工事費負担契約 (JR東海道本線・JR御殿場線(鉄塔移設))	平成30年度から 平成31年度まで	120,000千円 (負担予定額 400,000千円) 平成30年度計上予算額 280,000千円)
50 交番・駐在所建築工事契約 (下田警察署河津町交番ほか6件)	平成30年度から 平成31年度まで	427,000千円 (工事予定額 462,000千円) 平成30年度計上予算額 35,000千円)
51 特別支援学校校舎建築設計委託契約(浜松地区特別支援学校(仮称))	平成30年度から 平成31年度まで	76,000千円 (委託予定額 109,000千円) 平成30年度計上予算額 33,000千円)
52 特別支援学校仮設校舎賃貸借契約(浜松特別支援学校)	平成30年度から 平成35年度まで	20,000千円 (賃貸借予定額 24,000千円) 平成30年度計上予算額 4,000千円)
53 特別支援学校土地造成工事契約(三島田方地区特別支援学校(仮称))	平成30年度から 平成31年度まで	155,000千円 (工事予定額 155,000千円) 平成30年度計上予算額 0千円)
54 特別支援学校校舎解体工事契約(浜松地区特別支援学校(仮称))	平成30年度から 平成31年度まで	100,000千円 (工事予定額 100,000千円) 平成30年度計上予算額 0千円)

<p>55 特別支援学校空調設備設置 工事契約</p>	<p>平成30年度から 平成31年度まで</p>	<p>483,000千円 ( 工事予定額 483,000千円 ) ( 平成30年度計上予算額 0千円 )</p>
<p>56 農林水産業災害対策資金の 利子補給</p>	<p>平成30年度から 平成36年度まで</p>	<p>662千円</p>
Empty space for additional items		

第 3 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業会計出資金	千円 34,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
地震対策事業費	575,000	又 は	以 内	
消防防災事業費	2,654,000	証券発行		
出先機関庁舎等整備費	654,000	(他の地		
環境衛生科学研究所整備費	559,000	方公共団		
県民の森整備事業費	31,000	体との共		
森林公園整備費	87,000	同発行を		
公有林整備費	76,000	含む)		
大井川広域水道企業団出資金	24,000			
文化学術施設整備事業費	282,000			
観光施設整備事業費	559,000			
空港整備事業費	1,818,000			
社会福社会館整備事業費	8,000			
老人福祉施設整備事業費	211,000			
児童福祉施設整備事業費	950,000			
障害者施設整備事業費	84,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	5,517,000			
東部看護専門学校整備事業費	57,000			
水産技術研究所等整備費	562,000			
労政会館施設整備費	11,000			
職業能力開発施設整備事業費	97,000			
産業経済会館施設整備費	29,000			
先端農業推進拠点整備事業費	172,000			
農林大学校専門職大学 移 行 事 業 費	83,000			
自然災害防止事業費	763,000			
土地改良事業費	1,543,000			
耕地災害防止施設費	774,000			
林道事業費	395,000			
臨時林道整備事業費	159,000			
治山事業費	1,487,000			
沿岸漁場整備費	59,000			
地震防災事業費	183,000			



道路事業費	1,575,000			
臨時県道整備事業費	17,129,000			
河川事業費	4,126,000			
臨時河川整備事業費	3,524,000			
海岸保全事業費	590,000			
砂防事業費	2,210,000			
港湾事業費	1,223,000			
漁港整備費	492,000			
漁港海岸保全費	76,000			
都市公園整備費	823,000			
警察施設整備費	1,818,000			
臨時高等学校施設整備費	1,374,000			
特別支援学校施設整備費	1,458,000			
県有施設改善事業費	508,000			
国直轄土地改良事業費	703,000			
国直轄治山事業費	317,000			
国直轄道路事業費	5,015,000			
国直轄河川事業費	1,123,000			
国直轄海岸保全事業費	787,000			
国直轄砂防事業費	1,444,000			
国直轄港湾事業費	1,217,000			
過年災害農林水産施設復旧費	226,000			
現年災害農林水産施設復旧費	398,000			
過年災害土木復旧費	243,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	524,000			
臨時財政対策	76,000,000			
計	147,509,000			



第 2 号 議 案

## 平成30年度静岡県公債管理特別会計予算

平成30年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,311,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,456,000
	1 財産運用収入	2,456,000
2 繰入金		277,255,000
	1 一般会計繰入金	185,136,000
	2 基金繰入金	92,119,000
3 県債		167,600,000
	1 県債	167,600,000
歳 入 合 計		447,311,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公債費		447,311,000
	1 公債費	447,311,000
歳 出 合 計		447,311,000



第 3 号 議 案

## 平成30年度静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

平成30年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,061,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 証紙収入		5,061,000
	1 証紙収入	5,061,000
歳入合計		5,061,000



歳 出		
款	項	金 額
1 繰出金		5,061,000
	1 一般会計繰出金	5,061,000
歳 出 合 計		5,061,000



第 4 号 議 案

## 平成30年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

平成30年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,680,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		4,199,185
	1 使用料	4,199,185
2 国庫支出金		2,675,462
	1 国庫補助金	2,675,462
3 財産収入		14,527
	1 財産運用収入	14,527
4 繰入金		2,539,604
	1 一般会計繰入金	1,339,000
	2 基金繰入金	1,200,604
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		92,222
	1 雑入	92,222
7 県債		3,158,000
	1 県債	3,158,000
歳入合計		12,680,000

歳 出		
款	項	金 額
1 県営住宅事業費		9,657,457
	1 県営住宅管理費	3,509,466
	2 県営住宅整備費	6,075,000
	3 積立金	72,991
2 公債費		2,952,543
	1 公債費	2,952,543
3 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		12,680,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 県営住宅総合再生整備事業 設計業務委託契約（茶畑団地 ほか 3 件）	平成30年度から 平成31年度まで		101,000千円  （委託予定額 141,000千円） （平成30年度計上予算額 40,000千円）
2 県営住宅総合再生整備事業 アドバイザー業務委託契約 （佐鳴湖団地）	平成30年度から 平成31年度まで		17,000千円  （委託予定額 22,000千円） （平成30年度計上予算額 5,000千円）
3 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（安倍口団地）	平成30年度から 平成31年度まで		771,000千円  （工事予定額 855,000千円） （平成30年度計上予算額 84,000千円）

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	2,860,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,860,000			





第 5 号 議 案

## 平成30年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		22,000
	1 一般会計繰入金	22,000
2 繰越金		57,338
	1 繰越金	57,338
3 諸収入		536,662
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	531,458
	3 雑入	5,202
4 県債		44,000
	1 県債	44,000
歳 入 合 計		660,000

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		660,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	655,000
	2 諸費	5,000
歳 出 合 計		660,000

第 2 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 44,000	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	44,000			

第 6 号 議 案

## 平成30年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成30年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ675,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		118,591
	1 国庫補助金	118,591
2 繰入金		126,745
	1 一般会計繰入金	126,745
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		429,663
	1 預金利子	1
	2 雑入	429,662
歳入合計		675,000

歳 出		
款	項	金 額
1 扶養共済事業費		674,850
	1 扶養年金費	670,644
	2 諸費	4,206
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		675,000





第 7 号 議 案

## 平成30年度静岡県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		108,039,694
	1 負担金	108,039,694
2 国庫支出金		83,374,407
	1 国庫負担金	65,942,030
	2 国庫補助金	17,432,377
3 療養給付費等交付金		1,392,441
	1 療養給付費等交付金	1,392,441
4 前期高齢者交付金		116,526,181
	1 前期高齢者交付金	116,526,181
5 財産収入		75
	1 財産運用収入	75
6 繰入金		21,488,247
	1 他会計繰入金	20,831,409
	2 基金繰入金	656,838
7 諸収入		78,955
	1 預金利子	78,955
歳入合計		330,900,000

歳 出		
款	項	金 額
1 総務費		5,389
	1 総務管理費	4,249
	2 運営協議会費	1,140
2 保険給付費等交付金		265,202,280
	1 保険給付費等交付金	265,202,280
3 後期高齢者支援金等		47,389,110
	1 後期高齢者支援金等	47,389,110
4 前期高齢者納付金等		165,340
	1 前期高齢者納付金等	165,340
5 介護納付金		16,850,010
	1 介護納付金	16,850,010
6 病床転換支援金等		302
	1 病床転換支援金等	302
7 共同事業拠出金		308,549
	1 共同事業拠出金	308,549
8 基金積立金		900,075
	1 基金積立金	900,075

9 予備費	1 予備費	78,945
歳 出 合 計		330,900,000

第 8 号 議案

## 平成30年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

平成30年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,498,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		356,233
	1 一般会計繰入金	356,233
2 繰越金		422,354
	1 繰越金	422,354
3 諸収入		2,816,681
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	2,763,298
	3 雑入	53,382
4 県債		1,902,732
	1 県債	1,902,732
歳入合計		5,498,000

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		2,963,035
	1 中小企業高度化資金等貸付金	2,379,299
	2 諸費	28,225
	3 一般会計繰出金	555,511
2 公債費		2,534,965
	1 公債費	2,534,965
歳 出 合 計		5,498,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,902,732	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,902,732			



第 9 号 議 案

## 平成30年度静岡県林業改善資金特別会計予算

平成30年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		237,156
	1 繰越金	237,156
2 諸収入		159,844
	1 預金利子	19
	2 貸付金元利収入	109,823
	3 雑入	50,002
歳 入 合 計		397,000

歳 出		
款	項	金 額
1 林業改善資金費		208,992
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	12,978
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,014
	5 一般会計繰出金	6,000
2 予備費		188,008
	1 予備費	188,008
歳 出 合 計		397,000



第10号議案

## 平成30年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
                   歳                  入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,057
	1 一般会計繰入金	1,057
2 繰越金		207,388
	1 繰越金	207,388
3 諸収入		26,555
	1 預金利子	623
	2 貸付金元金収入	25,931
	3 雑入	1
歳 入 合 計		235,000

歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		66,057
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	65,000
	2 諸費	1,057
2 予備費		168,943
	1 予備費	168,943
歳 出 合 計		235,000





第11号議案

## 平成30年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

平成30年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,045,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		93,000
	1 負担金	93,000
2 使用料及び手数料		2,880,188
	1 使用料	2,880,188
3 国庫支出金		93,000
	1 国庫補助金	93,000
4 財産収入		628,431
	1 財産運用収入	338,431
	2 財産売却収入	290,000
5 繰入金		222,500
	1 一般会計繰入金	82,500
	2 基金繰入金	140,000
6 諸収入		108,881
	1 貸付金元利収入	24,816
	2 雑入	84,065
7 県債		2,019,000
	1 県債	2,019,000
歳入合計		6,045,000

歳 出		
款	項	金 額
1 港湾事業費		3,417,420
	1 港湾管理費	2,066,860
	2 施設整備費	1,339,000
	3 一般会計繰出金	11,560
2 公債費		2,617,580
	1 公債費	2,617,580
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,045,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 港湾施設小規模修繕等業務 委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	( 委託予定額 平成30年度計上予算額	10,000千円 40,000千円 30,000千円
2 清水港荷役機械整備事業工 事契約	平成30年度から 平成31年度まで	( 工事予定額 平成30年度計上予算額	1,700,000千円 1,900,000千円 200,000千円

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清水港施設整備費	1,480,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清水港埠頭整備費	200,000	又 は	以 内	
田子の浦港施設整備費	87,000	証券発行		
御前崎港施設整備費	252,000			
計	2,019,000			



第12号議案

## 平成30年度静岡県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度静岡県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,562,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,823,563
	1 負担金	2,823,563
2 使用料及び手数料		113
	1 使用料	113
3 国庫支出金		235,500
	1 国庫補助金	235,500
4 繰入金		426,593
	1 一般会計繰入金	426,593
5 諸収入		933,231
	1 雑入	933,231
6 県債		143,000
	1 県債	143,000
歳入合計		4,562,000



歳 出		
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		3,144,103
	1 流域下水道管理費	2,676,103
	2 流域下水道建設費	468,000
2 公債費		1,414,897
	1 公債費	1,414,897
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		4,562,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 流域下水道事業管理委託契約（狩野川東部流域下水道ほか 1 件）	平成30年度から 平成33年度まで		4,053,000千円 （委託予定額 4,053,000千円） （平成30年度計上予算額 0千円）
2 流域下水道事業下水汚泥処理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか 1 件）	平成30年度から 平成31年度まで		496,000千円 （委託予定額 496,000千円） （平成30年度計上予算額 0千円）
3 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか 1 件）	平成30年度から 平成31年度まで		4,000千円 （委託予定額 14,000千円） （平成30年度計上予算額 10,000千円）

第 3 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道事業費 狩野川西部流域下水道事業費	千円 74,000 69,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	143,000			



第13号議案

## 平成30年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

平成30年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,383,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		2,383,000
	1 諸収入	2,381,792
	2 雑入	1,208
歳 入 合 計		2,383,000

歳 出		
款	項	金 額
1 集中管理費		2,383,000
	1 集中管理費	2,383,000
歳 出 合 計		2,383,000





## 第14号議案

## 平成30年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総配水量	267,706,710 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,540,023 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(イ) 富士川工業用水道	38,075,627 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	137,082,408 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(エ) 静清工業用水道	19,122,371 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(オ) 中遠工業用水道	15,674,717 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(カ) 西遠工業用水道	15,065,629 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(キ) 湖西工業用水道	6,145,935 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
2 1日平均配水量	733,443 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,110 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(イ) 富士川工業用水道	104,317 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	375,568 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(エ) 静清工業用水道	52,390 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(オ) 中遠工業用水道	42,944 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(カ) 西遠工業用水道	41,276 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
(キ) 湖西工業用水道	16,838 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
3 給水工場数	347か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) 富士川工業用水道	11か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	98か所

（ニ）静清工業用水道	72か所
（ホ）中遠工業用水道	57か所
（カ）西遠工業用水道	83か所
（キ）湖西工業用水道	22か所
4 建設改良事業	2,343,000千円
（ア）柿田川工業用水道	50,191千円
（イ）富士川工業用水道	139,303千円
（ウ）東駿河湾工業用水道	652,964千円
（ニ）静清工業用水道	840,203千円
（ホ）中遠工業用水道	410,140千円
（カ）西遠工業用水道	179,134千円
（キ）湖西工業用水道	71,065千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	4,919,613千円
第1項	営業収益	4,436,266千円
第2項	営業外収益	174,305千円
第3項	特別利益	309,042千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費用	4,614,878千円
第1項	営業費用	4,369,589千円
第2項	営業外費用	241,724千円
第3項	特別損失	565千円
第4項	予備費	3,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額2,012,735千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額153,763千円、建設改良積立金7,349千円及び過年度分損益勘定留保資金1,851,623千円で補填するものとする。。

## 収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,319,387千円
第1項	企 業 債	1,409,000千円
第2項	国 庫 補 助 金	121,100千円
第3項	補 償 金	51,300千円
第4項	負 担 金	221,502千円
第5項	投 資 有 価 証 券 償 還 金	500,000千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	16,485千円

## 支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,332,122千円
第1項	建 設 改 良 費	2,343,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	5,596千円
第3項	投 資	1,000,000千円
第4項	企 業 債 償 還 金	980,380千円
第5項	国 庫 補 助 金 返 還 金	3,146千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 東駿河湾工業用水道事業工事契約（厚原浄水場配水池耐震補強工事ほか1件）	平成30年度から 平成32年度まで	453,000千円 （工事予定額 522,000千円） （平成30年度計上予算額 69,000千円）
2 静岡工業用水道事業工事契約（上原配水池耐震補強工事）	平成30年度から 平成32年度まで	500,000千円 （工事予定額 700,000千円） （平成30年度計上予算額 200,000千円）

3 中遠工業用水道事業工事契約（寺谷浄水場低圧電気設備改築工事）	平成30年度から 平成31年度まで	38,000千円 （工事予定額 38,000千円） （平成30年度計上予算額 0千円）
4 西遠工業用水道事業工事契約（初生浄水場受変電設備改築工事）	平成30年度から 平成32年度まで	500,000千円 （工事予定額 500,000千円） （平成30年度計上予算額 0千円）

## （企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柿田川工業用水道建設費 東駿河湾工業用水道建設費 静清工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 18,000 215,000 568,000 388,000 149,000 71,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,409,000			

## （一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

## （予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## （1）資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

## （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以

外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 623,522千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、25,317千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
1	処分する資産	土地 工業用水道事業用土地	30,260㎡	売却



## 第15号議案

## 平成30年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	77,599,000m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	12,519,500m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	5,402,000m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	59,677,500m <sup>3</sup>
2	1日平均配水量	212,600m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	34,300m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	14,800m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	163,500m <sup>3</sup>
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	2,550,606千円
	(ア) 駿豆水道	221,676千円
	(イ) 榛南水道	457,361千円
	(ウ) 遠州水道	1,871,569千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 6,966,667千円

第1項	営業収益	6,463,485千円
第2項	営業外収益	503,182千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,136,052千円
第1項	営業費用	5,657,093千円
第2項	営業外費用	475,959千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,022,615千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額181,253千円、建設改良積立金208,493千円及び過年度分損益勘定留保資金3,632,869千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	631,333千円
第1項	企業債	459,000千円
第2項	出資金	34,000千円
第3項	補助金	138,333千円
	支出	
第1款	資本的支出	4,653,948千円
第1項	建設改良費	2,550,606千円
第2項	固定資産取得費	34,641千円
第3項	投資	1,000,000千円
第4項	企業債償還金	1,068,701千円



(債務負担行為)										
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。										
事 項	期 間	限 度 額								
1 駿豆水道用水供給事業工事 契約（八幡取水場水中ポンプ インバータ盤改築工事）	平成30年度から 平成31年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">141,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">141,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">0千円）</td> </tr> </table>				141,000千円	（工事予定額	141,000千円）	平成30年度計上予算額	0千円）
	141,000千円									
（工事予定額	141,000千円）									
平成30年度計上予算額	0千円）									
2 遠州広域水道用水供給事業 工事契約（須部取水場ほか電 気設備更新工事ほか7件）	平成30年度から 平成32年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">1,182,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">32,000千円）</td> </tr> </table>				1,150,000千円	（工事予定額	1,182,000千円）	平成30年度計上予算額	32,000千円）
	1,150,000千円									
（工事予定額	1,182,000千円）									
平成30年度計上予算額	32,000千円）									
(企業債)										
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。										
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法						
駿豆水道建設費 榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 23,000 185,000 251,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。						
計	459,000									
(一時借入金)										
第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。										

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 665,784千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、12,638千円と定める。

第16号議案

平成30年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開 発 整 備	開発面積	465,100㎡
2	開 発 土 地 供 給	供給面積	290,389㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	開 発 整 備 事 業 収 益	6,881,681千円	
第1項	営 業 収 益	6,881,169千円	
第2項	営 業 外 収 益	512千円	
		支 出	
第1款	開 発 整 備 事 業 費 用	6,238,875千円	
第1項	営 業 費 用	6,122,394千円	
第2項	営 業 外 費 用	113,481千円	
第3項	予 備 費	3,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額866,806千円は、過年度分損益勘定留保資金866,806千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入	2,206,319千円	
第1項	浜 松 坪 井 地 区 事 業 収 入	8,000千円	
第2項	森 中 川 下 地 区 事 業 収 入	65,669千円	

第3項	藤枝高田地区事業収入	1,632,650千円
第4項	新規用地事業収入	500,000千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	3,073,125千円
第1項	建 設 改 良 費	3,072,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	1,125千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
藤枝高田工業用地工事契約 (基盤造成工事)	平成30年度から 平成33年度まで	1,124,000千円 (工事予定額 1,124,000千円) (平成30年度計上予算額 0千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 127,688千円  
(2) 交 際 費 100千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1	処分する資産	土 地 開 発 土 地	238,900㎡	売払い及び 無償譲渡

第17号議案

## 平成30年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	607床
	一般病床	607床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	501,960人
	外来患者	300,120人
	入院患者	201,840人
	1日平均患者数	1,783人
	外来患者	1,230人
	入院患者	553人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	149,380千円
	(2) 器械器具及び備品購入	1,514,135千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業	収益 34,304,434千円
第1項	医業	収益 26,881,396千円
第2項	医業外	収益 7,418,038千円
第3項	特別	利益 5,000千円
第2款	研究所事業	収益 737,922千円
第1項	研究所	収益 737,922千円

## 支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	34,291,022千円
第1項	医 業 費 用	32,919,366千円
第2項	医 業 外 費 用	1,366,656千円
第3項	特 別 損 失	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	927,078千円
第1項	研 究 所 費 用	927,078千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,105,291千円は、過年度分損益勘定留保資金4,105,291千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	1,524,945千円
第1項	企 業 債	1,471,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	52,945千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	288,664千円
第1項	企 業 債	86,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	938千円
第3項	受 託 金	32,400千円
第4項	出 資 金	169,326千円

## 支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	5,630,235千円
第1項	建 設 改 良 費	1,544,177千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,921,258千円
第3項	投 資	100,000千円
第4項	長 期 貸 付 金	64,800千円
第2款	研 究 所 資 本 的 支 出	288,665千円
第1項	建 設 改 良 費	119,338千円

<p>第2項 企業債償還金 169,327千円</p> <p>(企業債)</p> <p>第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p>				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 1,266,000 205,000 86,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,557,000			
<p>(一時借入金)</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用</p> <p>(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 12,590,637千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第9条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、582,055千円である。</p>				

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、13,277,703千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

	種 類	名	称	数 量
取 得 す る 資 産	器械備品	C	T 装 置	1
	器械備品	術 中	C T 装 置	1



条 例 そ の 他